三　合格通知書の交付及び再交付に関する事項
四　試験事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
五　試験事務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
六　その他試験事務の実施に関し必要な事項
（試験事務規程の変更の認可の申請）
第百七十六条　指定試験機関は、法第百十二条第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。
一　変更しようとする事項
二　変更しようとする日
三　変更の理由
（試験事務の休廃止の許可の申請）
第百七十七条　指定試験機関は、法第百十三条の許可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。
一　休止し、又は廃止しようとする試験事務に関する業務の範囲
二　試験事務に関する業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとする日及び試験事務に関する業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間
三　試験事務に関する業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとする理由
（役員の選任及び解任の認可の申請）
第百七十八条　指定試験機関は、法第百十五条の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。
一　選任又は解任に係る役員の氏名及び略歴
二　選任又は解任の理由
（試験員の要件）
第百七十九条　法第百十七条第二項の経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。
一　学校教育法による大学若しくは高等専門学校においてガスに係る理学若しくは工学に関する学科を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあつた者
二　通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律（平成十一年法律第百二十一号）第十一条の規定による改正前の法第四十五条の二第一項のガス工作物検査官の職にあつた者
三　甲種ガス主任技術者免状の交付を受けている者であつて、ガス工作物の工事、維持又は運用に関する業務に二年以上従事した経験を有するもの
四　乙種ガス主任技術者免状の交付を受けている者であつて、ガス工作物の工事、維持又は運用に関する業務に四年以上従事した経験を有するもの
五　前各号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者
（試験員の選任又は変更の届出）
第百八十条　法第百十七条第三項前段の規定による届出をしようとする指定試験機関は、選任した試験員の氏名、略歴、担当する試験の科目及び選任の理由を記載した届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。
2　指定試験機関は、試験員の氏名について変更が生じたとき、試験員の担当する試験の科目を変更したとき、又は試験員を解任したときは、その日から十五日以内に、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
（試験結果の報告）
第百八十一条　指定試験機関は、試験を実施したときは、遅滞なく、当該試験の種類ごとに合格者の氏名、生年月日、住所、本籍地及び合格通知書の番号を記載した合格者一覧を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。
（帳簿）
第百八十二条　法第百二十一条に規定する帳簿に記載すべき事項は、次のとおりとする。
一　合格者の氏名
二　合格者の生年月日
三　合格者の住所
四　合格者の本籍地
五　合格通知書の番号
六　合格した試験の種類
2　法第百二十一条の経済産業省令で定める帳簿の保存は、試験事務を廃止するまでとする。
（電磁的方法による保存）
第百八十三条　前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第百二十一条に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。
2　前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。
（試験事務の引継ぎ等）
第百八十四条　指定試験機関は、法第百二十二条第二項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。
一　試験事務を経済産業大臣に引き継ぐこと。
二　試験事務に関する帳簿及び書類を経済産業大臣に引き継ぐこと。
三　その他経済産業大臣が必要と認める事項
（公示）
第百八十五条　経済産業大臣は、次の表に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報に公示しなければならない。

法第二十九条第三項の指定をしたとき。	一　指定試験機関の名称及び主たる事務所の所在地 二　行うことのできる試験事務の範囲 三　指定をした年月日
法第百十三条の許可をしたとき。	一　試験事務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止する指定試験機関の名称及び主たる事務所の所在地 二　休止し、又は廃止する試験事務の範囲 三　試験事務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止する年月日 四　試験事務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつてはその期間
法第百二十条第一項の規定により指定を取り消したとき、又は同条第二項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。	一　指定試験機関の名称及び主たる事務所の所在地 二　指定を取消し、又は試験事務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日 三　試験事務の全部又は一部の停止を命じた場合にあつては、停止を命じた試験事務の範囲及びその期間